

堺市公報 第24号	平成30年6月15日発行
<b>堺市公報</b>	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について  
【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】…………… 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について  
【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】…………… 3
- 道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について  
【建設局土木部路政課】…………… 3

<公告>

- 浅香駅前自転車等駐車場の利用料金について  
【建設局自転車まちづくり部自転車対策事務所】…………… 5
- 都市公園の区域変更に係る公告の縦覧について  
【建設局公園緑地部公園監理課】…………… 5
- 堺市金岡公園プール及び大浜公園プールの使用時間及び利用料金について  
【建設局公園緑地部大浜公園事務所】…………… 9

<中区選挙管理委員会告示>

- 投票区の設置の一部を改正する告示  
【中区選挙管理委員会事務局】…………… 10

<南区選挙管理委員会告示>

- 投票区の設置の一部を改正する告示  
【南区選挙管理委員会事務局】…………… 11

## 告 示

堺市告示第232号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年6月15日

堺市長 竹山修身

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
ほっぺ訪問介護合同会社	居宅介護	ほっぺ訪問介護	大阪府堺市北区中百舌鳥町六丁1038-30	平成30年6月1日
ほっぺ訪問介護合同会社	重度訪問介護	ほっぺ訪問介護	大阪府堺市北区中百舌鳥町六丁1038-30	平成30年6月1日
ほっぺ訪問介護合同会社	同行援護	ほっぺ訪問介護	大阪府堺市北区中百舌鳥町六丁1038-30	平成30年6月1日
公益財団法人浅香山病院	就労定着支援	アンダンテ就労ステーション	大阪府堺市堺区今池町三丁目3番16号	平成30年6月1日
合同会社 グレースケアサービス	居宅介護	グレースケアサービス堺ケアセンター	大阪府堺市東区西野361番地2 北野田マンション異B棟406号室	平成30年6月1日
合同会社 グレースケアサービス	重度訪問介護	グレースケアサービス堺ケアセンター	大阪府堺市東区西野361番地2 北野田マンション異B棟406号室	平成30年6月1日
株式会社 とくえ	共生型生活介護	一休デイサービスセンター	大阪府堺市西区鳳南町五丁目710番地1	平成30年6月1日
株式会社 ハートフルサンク	共生型自立訓練（機能訓練）	ハートフルサンクデイ・ひしき乃湯	大阪府堺市西区菱木一丁目2446番1号ドイビル1F	平成30年6月1日
有限会社 KATE	共生型生活介護	デイサービスセンターなの花	大阪府堺市中区土師町一丁目12番25号	平成30年6月1日

## 堺市告示第233号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

平成30年6月15日

堺市長 竹山修身

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社 ケアサポートりんぐ	計画相談支援	ケアプランセンターりんぐ	大阪府堺市南区檜尾114番地1	平成30年6月1日
合同会社 絆	計画相談支援	つむぎケアプランセンター	大阪府堺市中区深井中町1888番地14	平成30年6月1日

## 堺市告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年6月15日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
野尻初芝1号線	東区野尻町387番3地先	旧	4.43	2.00	(J0001)
	東区野尻町387番3地先	新	4.43	2.00	

公 告

堺市公告第398号

堺市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年条例第9号）第17条の8第2項の規定に基づき、指定管理者が浅香駅前自転車等駐車場の利用料金を定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月15日

堺市長 竹山修身

浅香駅前自転車等駐車場の利用料金

駅名	名称	一時使用料(1日・1回につき) (単位：円)			定期使用料(1か月)通常 (単位：円)			定期使用料(3か月)通常 (単位：円)		
		自転車	原動機付 自転車 (50cc以下)	自動二輪車 (50cc超)	自転車	原動機付 自転車 (50cc以下)	自動二輪車 (50cc超)	自転車	原動機付 自転車 (50cc以下)	自動二輪車 (50cc超)
浅香	浅香駅前	100	200		1,850	3,080		4,930	8,330	

堺市公告第399号

次のとおり公園の区域を変更するので、堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第3条の規定により公告する。

平成30年6月15日

堺市長 竹山修身

1 公園の名称及び位置

番号	名 称	位 置
1	大仙公園	堺市西区石津ヶ丘1474-1

2 区 域

別紙のとおり

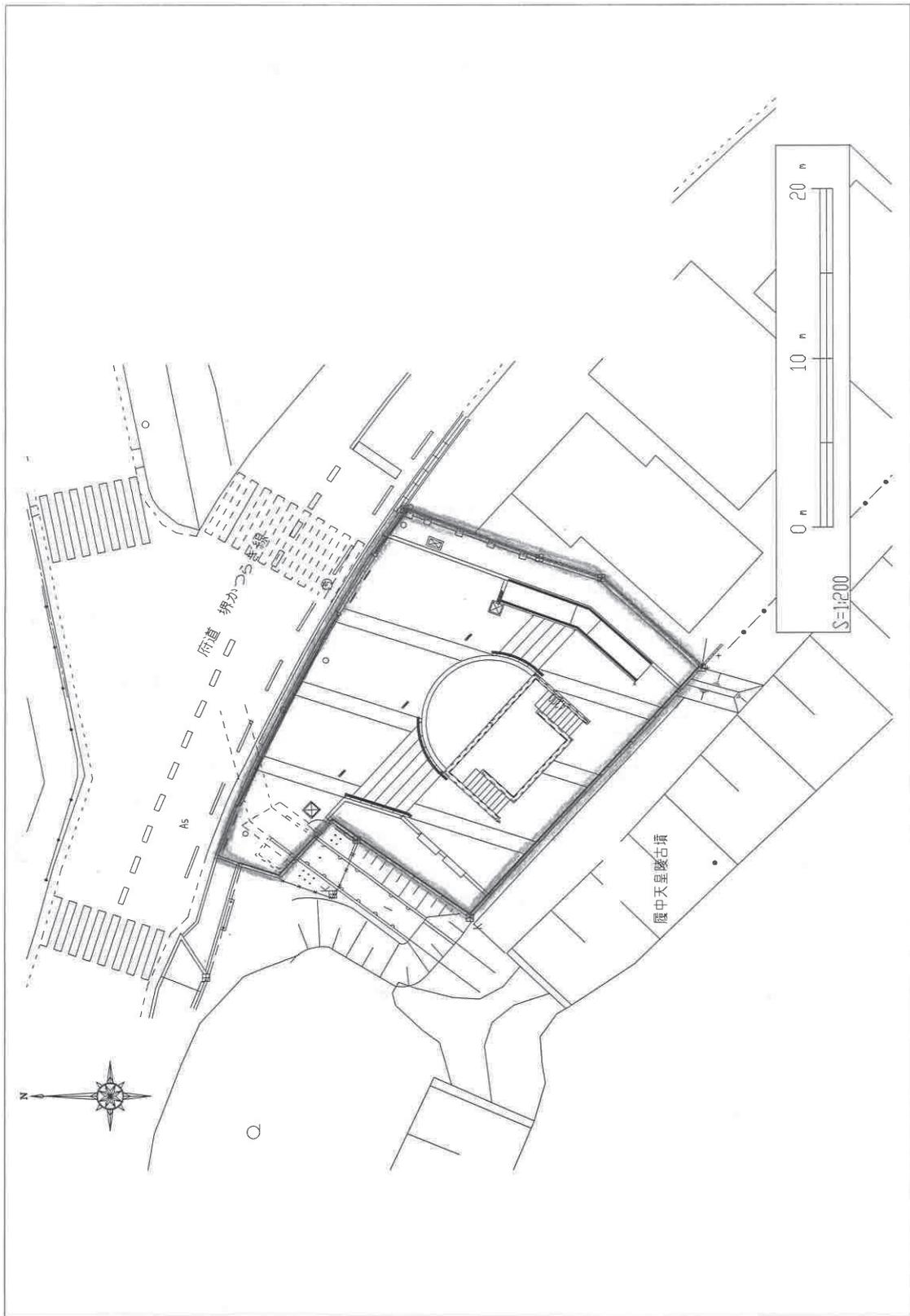
詳細については、公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

3 供用開始の日

平成30年6月15日

位置図





堺市公告第400号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項及び第32条第1項第2号の規定に基づき、指定管理者が堺市金岡公園プール及び堺市大浜公園プールの使用時間及び利用料金を定めたので、同条例第31条第3項及び第32条第2項において準用する同条例第31条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月15日

堺市長 竹山修身

1 プール使用時間

名称	使用時間	その他
金岡公園プール 大浜公園プール	午前9時30分から午後6時まで	開場期間は、7月1日から8月31日までとする。

2 プール利用料金

種別	区分	利用料金	
		大人	小人(小中学生)
金岡公園プール	1人1回	300円	100円
大浜公園プール	1人1回	300円	100円

備考

- (1) 就学の始期に達しない者については、同伴者のあるときは、無料とする。
- (2) 団体については、次の表のとおり割引を行う。

区分	割引率
30人以上	2割引
100人以上	2.5割引

- (3) 省エネルギーの取組として「みんなでお出かけクールシェア」を次のとおり行う。

対象者 ポイントカード利用者

内容 6回目の利用に係る利用料金を無料とする。

期 限 平成30年8月31日まで

3 プール附属設備等利用料金

種別	単位	利用料金
貸しロッカー	1回	50円

4 その他利用料金

種 別		単 位	金 額
利 用 料 金	露天営業その他これに類する目的とする使用	使用面積1平方メートルにつき	93円
	広告宣伝又は放送の目的とする使用	1日	370円
	業として撮影の目的とする使用	1回(2時間以内)につき	7,600円
	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的とする使用	使用面積10平方メートルにつき	23円
	その他の使用	1日	23円

中区選挙管理委員会告示

堺市中区選挙管理委員会告示第5号

投票区の設置(平成19年中区選挙管理委員会告示第7号)の一部を次のように改正する。

平成30年6月15日

堺市中区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 新 三

投票区を定める表第9投票区の項中「1028番地」を「623番地6、623番地34から623番地47まで、623番地58から623番地60まで、1028番地」に改め、同表第10投票区の項中「栢葉29番地4」の次に「、平井(623番地6、623番地34から623番地47まで及び623番地58から623番地60までに限る。)」を加える。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

## 南区選挙管理委員会告示

堺市南区選挙管理委員会告示第6号

投票区の設置（平成19年南区選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

平成30年6月15日

堺市南区選挙管理委員会  
委員長 乾 進

投票区を定める表第2投票区の項中「美木多上」の次に「(1995番地1、1995番地9から1995番地13まで、1995番地16及び1995番地24から1995番地28まで、2000番地1、2018番地2、2018番地8及び2018番地19から2018番地29まで、2021番地1、2022番地1、2022番地3及び2022番地10、2023番地2、2024番地1、2024番地4及び2024番地15、2026番地1、2026番地3から2026番地5まで、2026番地9から2026番地14まで及び2026番地18から2026番地28まで並びに2027番地を除く。)」を加え、同表第19投票区の項中「御池台各丁」を「美木多上（1995番地1、1995番地9から1995番地13まで、1995番地16及び1995番地24から1995番地28まで、2000番地1、2018番地2、2018番地8及び2018番地19から2018番地29まで、2021番地1、2022番地1、2022番地3及び2022番地10、2023番地2、2024番地1、2024番地4及び2024番地15、2026番地1、2026番地3から2026番地5まで、2026番地9から2026番地14まで及び2026番地18から2026番地28まで並びに2027番地に限る。）、御池台各丁」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。